

日本幼児保育史の研究

日本保育学会共同研究小委員会

三十七、明治二十年代の保育会

明治二十年代に幼稚園は各地に急激に増加してきたが、それにともない各地の幼稚園相互の連絡、提携、親睦とか、幼児教育向上のための研究集会など組織的な研究機関の結成がぼつぼつあらわれ始めた。

東京では二十四年頃より女子高等師範学校附属幼稚園で保母会が組織され、市内三、四の幼稚園の保母もこれに参加し、保育問題の研究協議の会がもたれるようになった。しかし、なんら組織だった研究団体としての規則も事業もなく、懇親会程度の保育会にすぎなかつたようである。

組織的な保育研究機関として全国に先がけて結成された保育会は明治二十二年に創設された京都市保育会である。京都市は、当時何事につけても文明を取り入れる他の諸都市の先駆をなそうとする気運が旺盛であり、幼児教育においても積極的な幼稚園の普及徹底に力を尽くそうとしていた。このような気運の下に、市保育会は結成され、幼稚園相互の親睦をはかり、幼児教育上の諸問題を持寄り研究協議を重ねると同時に、幾多の講習会を開設して保母の教養を高めることに尽力した。このように、京都市保育会は、我が国の保育研究団体のらんじょうである。

この京都市保育会が中心となって明治三十年には京阪神三市連合保育会が、ほとんど時を同じくして二十年代末に計画創設され、それ以後の我が国の保育会を長く指導することになったのである。二十年代は我が国の二大保育会の創設期ということでもできよう。

この京都市保育会が中心となって明治三十年には京阪神三市連合保育会が結成されるに至ったのである。

つぎにこれら保育会の組織や創設事情について資料に基づいて考
察しよう。

A 京都市保育会

京阪神三市連合保育会雑誌に掲載された京都市保育会沿革概要によれば、

「我市に幼稚園の創設せられしは明治廿二年九月前後にして当時は侍賢、竹間、銅駆、生祥、豊園、永松、修徳、鴨東、楊梅、開智の十なりき。その各園に在勤の保母並に同園を管理せる該尋常小学校長等相謀り一の研究会を組織し京都市保育会と称したり。是れぞ即本会の発端なり。而して該発会式は楊梅幼稚園にて挙行せらる。当日師範学校訓導藤井初太郎同幼稚園主任杉田鈴の両氏出席し幼稚園に関する一場の講話あり当日の出席者男二十名女三十名頗る盛況なりき。この会は実に生祥尋常小学校長根本吉太郎、尚徳尋常小学校長中山熊力、開智尋常小学校長玉川直樟諸氏の唱導尽力により成立したるものなり。当時の決議により毎月一回開会し総員集会するものと、校長及首席保母の会合とを隔月とし、会場は抽籤を以て順次各園に開くことと定めたり。爾後各尋常小学区争うて幼稚園を創建し今日においては（明治三十一年）我市内二十の多きに達するに至れり(1)」とある。

このようにして創設された京都市保育会は、幼稚園保母全員を集めた総員集会と、校長（園長）首席保母会とを隔月に開いて、保育問題を互に研究討議し、時に著名教育家を招いて保母の教養の向上につとめたのである。そしてさらにこの保育会の主要事業としては別表のような長期にわたる講習会を開催して会員の現職教育を試みたり、さらには毎年春秋二回、二名ないし五名ずつ阪神地方に会員を派遣して会員の視野を広めることに努力した。これは三十三年に

会員二名を神戸のハウの幼稚園に視察のため派遣して以来実施され三十一年で会員全部の派遣が一順し終つたのであつた。そしてまた研究調査委員を選定して京都市内幼稚園の唱歌遊戯を一定せんと試みたり、一定した美しい模様の保育証書を案出するなど相当活発な運動を展開し、京都市幼稚園教育の振興に多大の貢献をした。

※京都市保育会講習会一覧表

期	間	会場	講習会内容	講師	参加者
明23 (三ヶ月)	生祥幼稚園	保育法	京都府師範学校教諭 渡辺盈作	五十有余 余名	
明24 (一週間) (二ヶ月間)	竹間幼稚園	恩物使用法 銅駆幼稚園	頌采幼稚園長 八	八十名	
明24 (二ヶ月間)	竹間幼稚園	恩物使用法	八	八十名	
明25 (二ヶ月間)	銅駆幼稚園	幼児保育法	京都高師卒業生 橋虎之助	三十有余 余名	
明25 (八ヶ月)	市内幼稚園	国語、書、算、作文、歴史、保育図書科	市内小学校長及び師範 学校の教諭	市内小学校長及び師範 学校の教諭	
明26 (七ヶ月)	幼稚園	歴史、保育図書科	市内小学校長及び師範 学校の教諭	市内小学校長及び師範 学校の教諭	
明30 (二ヶ月)	幼稚園	同志社教員 坂田幸三郎	七十年		
	歩音菜	保育学教育学初	京都高師卒業生 橋虎之助		
	宮武みよ	師範学校教諭 補見丈三郎	市内の 保育院 員など全員		

B 東京市保育法研究会

明治二十七年十二月一ツ橋幼稚園長多田房之輔らを中心にして結成された庶民的保育研究団体である。その創設事情については明治二十八年十月に発刊された雑誌「初等教育」第一号に次のように掲載されている(2)。

「明治廿三年夏、丹所啓行、田中フサ子、總南生（多田房之輔）中心となり『幼稚園改良会』を組織し、伊沢修二、小西信八の賛同

を得、諸般の準備已に整い當に着手せんとして中村五六氏にも客員たらん事を請いたる所、氏の曰く『当女子師範附属幼稚園ノ職員等モ亦有志保母会様ノモノヲ起サントス』と。そこで幼稚園の本家本元にて同一の企てあらば敢て之に先んじて奔走する要もなからんとてしばし差控う。その後女子高等師範学校附属幼稚園、華族女学校附属幼稚園その他三、四の幼稚園十数名にて保母会を設け毎年四回づつ会合することとなり、一ツ橋幼稚園保母も出席せり。然るにその組織、方法等少しく遺憾の点ありしを以て嘗て一言を寄せたるに私迦に説法で額る冷淡に看過せられたる感あり、或は直轄学校の幼稚園風を市町村立若くは私立幼稚園に模倣するの幣を生ぜんことを恐れ、暫時遠慮せる幼稚園改良会の再興を促して止まざるもの日に多きを加へたり

かくて番町小学校長丹所啓行、富士見小学校長山崎彦八、柳北女子小学校長三田利徳、根岸小学校長大友兵馬、仲ノ町小学校長渡辺元四郎、芝麻布共立幼稚園長田中フサ子、麴町小学校長附属幼稚園主任西川シゲ子の七君と議し（多田房之輔が）更に『保育法研究会』と改称し明治廿七年十二月十五日を以て番町小学校附属幼稚園にて開会式を挙行せり。当日加盟出席したもの廿五名を数う。

とある。開会式当日における多田房之輔の研究会誕生までの経過報告によれば、東京女子高等師範附属幼稚園の「保母会」なるものは会の規則もなく、研究の順序も公示せず、広く市町村立幼稚園保母の加入を認めず、特權階級的保母の懇親会的集合であった。これら会員の大多数は女子高等師範附属幼稚園及び華族女学校附属幼稚園の保母達であり、皆女高師の卒業生で俸給も二十円ないし三十円で幼稚園の児童達は人力馬車で送り迎えされ、幼児三十人に三、四

人の助手をつけているような貴族的な幼稚園の保母達である。然るに一般的の幼稚園保母の多くは俸給も全く少なく、小学校卒業後六ヶ月ないし八ヶ月の講習で保母の資格をやつとった者達である。このような一般の保母が、組織、設備、方法、待遇、希望、勤務状態などを全く異にした特權階級的保母と一緒に團体を作り、年数回の集会で知識を交換し、経験談話して、善良なる方法を産出したり幼稚園の普及拡張をはかることは全く困難であった。しかも時代の要求は簡易にして質素な保育事業の進展を促している。保育事業の種類希望は千差万別であり、これら各種の保育事業を行なわんとする人々の便をはかるためにこの会は明治二十三年に下種され、茲に萌芽を発したものであると述べている⁽³⁾。

以上のことから考察すれば、この研究会は、女高師附属幼稚園のいわば貴族的上流階級の子女を対象とした旧来の幼稚園教育とは異なるた、中流階級及びそれ以下の階級の子女のための幼稚園教育を研究し、また振興させるために結成された進歩的な保育研究団体であつたということができよう。このことは毎月一回開かれた常集会の講演の中からもうかがい知ることができる。

たとえば二十八年二月二日の第二回常集会の席上、東京府、高等女学校教頭岩谷英太郎は、つぎのように述べている。

我が國の幼稚園は未だ僅少にして且つ幼稚園児は中流以上の家庭の子のみであり、中等以下の人民にはフレーベルの恩恵未だ潤わぬ。明治維新以後我国家庭の美風は崩壊し、世の進展と共に婦女の社会進出あり、家庭教育は不可能の現状になりつつある時、中流以下家庭のためにこそ三ツ子の魂百迄もといわれる幼児期の教養を受けしむべきなり。（中略）

蓋し当時の幼稚園は概ね女子高等師範学校附属幼稚園の如き完全

なる校園に則りて整頓と美麗とを求める地方の状況に応じて交通適

用の法を求めて費用を節するを知らざるを以て園費頗る多く従つ

て保育料も亦高からざるを得ず、……これ実に中流以上の社会に

おける少數子女にのみ幸して保育を受くるを得るのみ、従つて衣

服美麗を競い裝飾の時流を競い、附添人の多少を評し、人車を駆

りて他を笑うが如き余弊行わる。保育料の外に要する費用測られ

ず、幼稚園は恰も華麗なる幼児の陳列場たり、両親の誇揚を斗わ

すの劇場たるが如き姿なきにあらず。かかる幼稚園は三府に限り

て足れり、その他の幼稚園をしてかかる弊風に感染せずして平民

社会に普及せんことを切望する云々と(4)。

あるいはまた同会評議員たりし富士見小学校長山崎彦八は開会式

当日の演説の中で、これから幼稚園教育はフレーベルの形式的模倣を出て、フレーベルの精神を汲みとるべきであり、幼稚園の保母各自がフレーベルとなり、日本的保育法を發明工夫して行かねばならぬことを力説している(5)。

かくてこの「保育法研究会」では事業の手始めに、今後研究すべき問題を広く調査し、第一回常集会において次の十二項目を研究課題として設定し、調査委員を設け研究することを決議している。

1、現行幼稚園制度中改善セザルベカラザル諸点如何

2、二十恩物中省クベキモノ及ビ之ニ代用スベキモノハ如何

3、幼稚園ヲ普及拡張セシムル方法如何、又現今幼稚園ノ普及拡張セラル原因如何

4、幼稚園編制並ニ課目ノ配当法如何。但幼稚園ヲ四種類ニ分ケテ

調査スヘキコト

5、幼児ニ適当ナル遊戯法調査撰定ノ件

6、修身談、撰述調査ノ件

7、 唱歌調査ノ件

8、保母心得編纂ノ件

9、附添人心得並ニ取扱法調査ノ件

10、幼稚園ト家庭トノ連絡方法如何

11、保母ニ適当ナル参考書調査ノ件

12、幼児ノ言語ヲ練習スル方法

このようにして、この研究会は市内各幼稚園から教材資料を集め、幼稚園に適當な唱歌、遊戯法、修身談などを選定した。これらは從来すいぶん無理なものがあつたが、これ以来かなり幼児に適したもののが使用されるようになり、斯道のために好影響を与えたといわれる(6)。

また発会以来常集会毎に幼児教育関係者、教育大家の講演会を持ち、或いは保育法の審議、討論をなし、具体的な保育上の改良を実施にうつしたもののが数多くあつたということである。

このような「東京市保育法研究会」は時代の要望にかない日ならずして盛況となり、明治二十九年二月には会員七三名に達し、客員に伊沢修二、小西信八、野尻精一、中村五六、篠田利英、大久保介寿、町田則文、岩谷英太郎らを擁し、強力な保育研究機関として発展した。

しかしながら明治二十九年四月二十一日、フレーベル誕生記念祝賀会を盛大に挙行せんとするに当り、東京女子高等師範学校の保母会と相提携することになり、それを機会にこの二つの保育研究團体がたがいにいがみ合うより、一致協力してより大きな全国的な会にして進むのでなければ我国の幼児教育の眞の発達は望み得ないであろうということに意見が一致した。そこで多田房之輔らが原案を作製し、「フレーベル会」という名称の下に、「東京市保育法研究会」

及び「保母会」は共に発展的に解消し、これら二つを一つに合せた全国的な保育研究団体が誕生するに至ったのである。

C フレーベル会

明治二十九年四月二十一日フレーベルの生誕百十四回の記念日に発会式を行はし、以来毎年この日を総会の日と定めるに至った。フレーベル会の創設事情は前述の通りであるが、つぎにフレーベル会の会則を掲げておこう。

フレーベル会規則

第一条 本会は幼児保育の改良發達を圖るを以て目的とする。

第二条 本会はフレーベル会と称し東京に置く。

第三条 会員たるんとするものは幼稚園に関係あるもの又は幼児保育に篤志なるものにして会員の紹介を経べし。

第四条 会員は本会の経費として一ヶ月金拾錢を醵出すべし。

第五条 令聞名望ある人にして本会の事業に裨益ありと認むるものには特に請ひて客員となすことあるべし。

第六条 本会の目的を達せんがために左の事業を行ふ。

一、総会 每年四月廿一日之を開き保育に関する演説、談話、保育参考品、幼児成績物展覽、会務の報告、幹事の選挙等をなす。但し会日は会長の意見により之を変更することあるべし。

一、常会 每年一月、六月、十月、十二月の第一土曜日之を開き保育に関する演説、談話、協議、実験等をなす。

一、組合会 会員中特に或る事項を研究せんとするものを以て組織す但し別に組合会規約を定めて会長の承認を経るものとす。

一、雑誌発行 每月一回雑誌を刊行して之を会員に配布す。
一、前項の外本会の目的に裨益ありと認めたる事件。

第七条 本会に左の役員を置く

会長 一人 会務を總理す

主幹 一人 会長を補佐して会務を掌理す

幹事 十人 会長の指導を受け会務を分掌す

評議員 若干人 重要な事件に關し会長の諮詢に応ず

第九条 会長は客員中より推薦するものとす

第八条 主幹は会長の特選とす

第九条 幹事は会員の互選としその任期を二ヶ年とす
但し毎年半数を改選するものとす

第十一条 評議員は会長の特選とす

第十二条 本会は必要に応じ特に委員を設け又は書記を雇入る、

ことあるべし

第十三条 この規則は会員三分の二以上の同意を得るにあらざれば変更することを得ず

(以上)

このフレーベル会規則は機関雑誌「婦人と子ども」発刊号(明治三十四年一月)に掲載された会則で創立当時のものとはいさか異なるところがあるが当初の資料が手に入らぬままにあえてかかげておく。創設当時月一回の雑誌は発行されず年一回、「フレーベル会報」を出して、幼稚園界の情報を一般に知らせていた。

かくて、フレーベル会は会長に女子高等師範学校長をいただき、主幹に中村五六、評議員に小西信八、中村五六、大久保介寿、多田房之輔、丹所啓行、山崎彦八、黒田定治、中川謙二郎、野尻精一、波多野貞之助、篠田利英、桜井光華、幹事に野口ゆか、清水たづ、

永井てつ、林ふみら十名、問題調査委員に田中ふさ、野口ゆか、清水たづ、森島みね、東基吉を選定し、客員には、伊沢修二、大塚甚太郎、谷本富、松本孝次郎、元良勇次郎、中島力造、嘉納治五郎等教育界のそれぞれ権威者二二名を擁する強力な保育研究団体となつた。会員も在京者、百八十余名、京阪神その他全国各地の地方会員二七名、計二百名余（明治三三年当時）ら多数を擁した。

フレーベル会が如何に我国の保育会に貢献したかについては「二十年代以後の保育会」の項の中で述べたいと思うのでここでは、フレーベル会の創設と会則の紹介にとどめておく。

三十八、京阪神三市連合保育会

明治二十一年度末に入り、大阪市及び神戸市では、保育会結成の機運が起り、三十年十月に大阪市保育会並びに神戸市保育会がついで創設され、同時に京阪神三市連合保育会の結成を見るに至った。

A 大阪市保育会の創設

大阪市では東区の幼稚園の保姆が相寄り明治二十七年十月より東区教育会の附属として、東区保育法研究会なるものを組織していたが、同二十九年四月より独立の会となり、月一回順次各幼稚園を会場として、談話討論をなし、「男女ヲ区別シテ保育スルノ可否」「保育細目制定ノ可否」「幼児ニ適当ナ保育時間ノ調査」など幾多の調査研究を行なつたりして、明治三十一年七月二十日同研究会を汎愛幼稚園にて開催するに当たり、神戸市頃栄幼稚園長エー・エル・ハウのアメリカ保育事業視察帰朝講演を聞くことに決し、同会は他の三区の保育関係者にも広く通知し共にこれをきくこととした。そこで当日全市の保姆及び園長はほとんど皆来会した。このハウの講演

会を契機として牧野順学ら有志により大阪市保育会設立の動機が提出されたがたちまち衆議一決しただちに規約の起草にとりかかることになった。かくて、この日を以て大阪市保育会は創立されたのである。大阪市保育会は同年十月十六日西区東江幼稚園に第一回総集会を開催し、次のような規約を議決した。

第一条 大阪市保育会規則

第一条 本会ハ保育法ヲ研究シ其改良ヲ計ルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ大阪市保育会ト称シ事務所ヲ大阪市内便宜ノ場所ニ置ク

第三条 本会ハ左ノ会員ヨリ成ル

1、普通会員 大阪市内幼稚園職員

2、特別会員 本会ニ裨益アリト認ムル応請者

第四条 本会々員ノ入退会ハ当該区幹事ヲ経テ会長ニ届ケ出ルモノトス

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置キ諸般ノ事務ヲ掌理セシム

会長 一名 副会長 一名 幹事 八名（各区二名）

第六条 役員ハ一般会員ヨリ公選シ其任期ハ一ヶ年トス但満期ノ際再選スルコトヲ得

第七条 本会ハ四月十日ノ各第三土曜日午後一時ヨリ之ヲ開キ会場ハ其都度之ヲ定ム但時宜ニヨリ日時ヲ変更シ又ハ臨時会ヲ開クコトアルベシ

第八条 本会ハ役員改選期ニ際シ会計ソノ他ノ報告ヲナスモノ

第九条 普通会員ノ会費ハ一ヶ月武銭トシ六カ月分ヲ前納スヘ
シ

第十条 特別会員ノ会費ハ本人ノ任意トス

・役員 会長 大橋 唯雄

副会長 牧野 順学

幹事 清水常次郎 東区

片岡 ハル 西区

志方 フサ 西区

古市 スエ 北区

日置 幾 南区

氏原 録 北区

井村 貞 北区

西山 タケ 西区

志方 フサ 西区

西山 タケ 西区

このような市保育会規則を議決した後総会ではさらに三市連合保育会創設の協議を行ない、四区より一名ずつの委員を選出し、万事をこれに委託することにした。

当日の総会席上会長大橋唯雄はいくつかの問題を提起し、保母一同の今後の研究を促している。当時の保育会の動きを考察する資料として、つぎにその要旨をかかげておこう(7)。

一、幼稚園における幼児保育の目的は如何

幼稚園は幼児の身体を保護し同時に幼児德育の基礎を与えるべく幼児の智力殊に観察想像及び温和な感情を養うことを目ざさねばならない。これらのこと将來皆で熟議し、当路者の参考に供すべきである。

二、如何なる場所に幼稚園を設置すべきや

兄弟共学の便利経済の都合等により小学校内に園を設けるを常としているけれども、これでは校園とともに教育上不便である。故にこれを別立とすべきである。ことに幼稚園にはぜひ特別の

遊戯場がなければならない。

三、保母は目下甚だ不足なり。諸君の朋友知人をしてなるべく此業に従事せらるよう勧誘されんことを望む。しかも受持の如きは保母一人で二十人から三十人位であることを欲する。

四、保育服は如何にすべきや。ただし袂は小さく裾は短かくして十分質素であることを望む。

五、保母の幼児に向いてなす話
多くは造り話、鳥獸に関する寓言、などか又は翻訳的なものが多き。しかしながら日本歴史によつて國体を示し武勇の風を養いたいものである。フレーベル氏が幼稚園を創設したのではあるが、あながち同氏の方法にのみよる必要はない。もし同氏が我国に生まれたのであれば多少今は方法を異にしてゐるかも知れない。

六、遊戯の仕方

唱歌につれて多くの幼児が室内に遊戯するのみではだめである。このほか決断敏捷勇氣用心等の精神を有する遊びをさせるべきであろう。

(以上)

大阪市保育会はかくて毎年二回の総集会を開き、保育問題について各園もちより協議し合うことになつたが、それはその後益々活発な動きを見せ、関西地区の幼児教育界を指導していったのである。

B 神戸市保育会の創設

明治三十三年十月九日神戸頌栄幼稚園において、兵庫、神戸、善隣各幼稚園の保母が集合して神戸保育会を組織した。出席者十名、善

各園より一名の役員を選出し、つきのよう規定を定めた。

神戸保母会規則

申合せ

第一条 目的、保母互に保育実験談をなすこと

第二条 場所、各幼稚園順番に受持つこと

第三条 時間、毎月第二土曜日午後三時開会ノコト

第四条 会費、一ヶ月金五錢ト定ム但臨時寄附ヲ仰クコトアルベ

シ

第五条 会員、保母ノミ会員タルコト

第六条 役員、会長二名、幹事三名タルコト

(以上)

神戸では当時幼稚園は僅か四園しかなかったために保母会も非常に小規模なものではあったが、ハウのいる頃采幼稚園を中心に行積極的な研究活動を続けたであろうことは想像に難くない。

しかし後述する如き三市連合保育会を宗教上の理由から神戸保母会が明治二十四年脱会するに及んで⁽⁸⁾神戸保母会も翌二十五年五月分裂解散の止むなきに至ったのである。その後神戸市では三十五年十一月に公立幼稚園のみであらたに神戸市保育会を結成し、再び京阪連合保育会に加入し、関西保育会発展の基をきづいたのである。

一、三市連合保育会ハ一ヶ年凡ソ三回之ヲ開ク
(京都の第一回大会で二回に改めた)

二、本年ハ第一回ヲ京都ニ開ク

三、次回ノ場所ハ京都会ノトキ之ヲ定ム

四、第一回ハ京都主人方トナリ他ハ適宜ノ人數ヲ出席セシム

五、開会通知ハ二十日前トス

六、当番ノ会ハ開会ノ諸費ヲ負担ス

七、開会ニ先立チ出席人数ヲ當番会ニ通知ス

(以上)

以上の結果、三市連合保育会はその第一回大会を明治三十年十一月二十日、二十一日の両日にわたり京都市の尚徳尋常小学校講堂にて開催することになった。参加者は神戸市五名、大阪市二十名、京都市八十名で当時としては非常な盛会であった。大会は次の要領で行なわれたが、この様式はそれ以後の保育大会のあり方を規定した最初のものといえるであろう。

第一日午前 開会式(成立経過報告、米賀祝辞)

午後 談話会(内容は後述)

第二日午前 演説会及び遊戯交換

午後 通天橋の觀楓の催

明治三十一年十月十六日、大阪市保育会を同市西区東江幼稚園に開くにあたり、神戸市からは「ハウ」、小磯ひで、高浜せん、和久山きそ、高橋ゆき、京都市からは村瀬よね、司馬のぶの各保育会代表相集り、大阪市からも幹事が代表者となり三市連合保育会創立の協議をなし、次の各項を申しあわせて、強力な保育研究組織としての連合会を創設した。

C 京阪神三市聯合保育会の創設

第一日の談話会では京都市保育会提出の「恩物の取捨撰択について」相当活発な意見が続出し、大阪市では西区保育会の調査研究した例をひいて粘土細工、六球、紙刺の三種を廃止した方がよいと思ふと述べ、京都市でも師範学校附属幼稚園の宮武は第一、第三、第四恩物以外のものは全く使用せしめずとフレーヘル恩物の批判をしたのに對し、神戸市頃采幼稚園の和久山はフレーベル恩物の重要な

意義を高調し、ことに「粘土細工は幼児の最も喜ぶもの故に之を廃するを憾む。フレーベルも己が思想を形に表はさしむるを得るに最適なるものといえり」云々と反対論を述べ、結局この問題は重大にして幼児との関係最も深いこと故、今しばらく研究を重ね次会の問題とすることに決した。

その他「幼児の机は如何なる方法に配するを最適とするや」「幼稚園をして全国に普からしむる方法如何」「本会事業として毎年二回保育雑誌を発行するの件」「家庭と幼稚園との連絡方法如何」「室の狭隘に且遊歩場等の不完全なる都市の幼稚園において幼児を保育するに適良の興味を与える良法なきや」「保母に年功加俸退隠料を給与するの得失」などについてそれぞれ各市保育会の代表提案ならびに活発な意見交換が行なわれた。

第二日の演説には東京女高師幼稚園主事大久保介寿を予定し依頼してあつたが当日都合で出席できなかつたため、東京高師助教諭鈴木米次郎、京都府尋常中学校長本荘太一郎、同師範学校長清水誠吾の三人がそれぞれ幼児唱歌及び发声法の留意点、幼稚園教育のねらい、保母の心得などについて演説を行なつた。

このような内容をもつて三市連合保育会は

発足したが、以来毎年一と二回の大会をもち保育会雑誌を発行しつづけ、近畿岡山の保育会をも合併し関西聯合保育会と改称して発展し、関西の幼児保育を最も隆盛ならしめる基を形成したのである。

○発足当時の会員数は、神戸保母会十五名、京都市保育会八十六名、大阪市特別会員百二十九名普通会員百五十三名計三百八十三名であった。

(水野浩志)

編集兼
発行者　津　守　真

東京都文京区大塚町三五
お茶の水女子大学付属幼稚園内

〔註〕

〔創刊号〕

第一号

(明31・7) 五十五頁

(2) 初等教育(初等教育研究会編)第一号

(明28・10) 百三頁

(3) 同前掲書第一号 百七頁～百十頁

(4) 同前掲書第二号 百二頁

(5) 同前掲書第四号 三十一頁～三十二頁

(6) 同前掲書第五号 七十九頁

(7) 京阪神保育会雑誌第一号 五十八頁

五十九頁

◎本誌の購読についてのご注文は発売
神戸保母会の三市聯合保育会より脱会した事
情については前掲保育会雑誌第八号五六六
頁に詳説されている。

（六十三頁に詳説されている。）

幼児の教育 第六十一卷第十一号

十一月号 ○ 定価六〇円

昭和三十七年十月二十五日印刷
昭和三十七年十一月一日發行

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

編集兼
発行者　津　守　真

東京都文京区大塚町三五
お茶の水女子大学付属幼稚園内

発行所　日本幼稚園協会

東京都板橋区志村町五
東京都千代田区神田小川町三ノ一

印刷所　凸版印刷株式会社

発売所　株式会社　フレーベル館
振替口座東京一九六四〇番

東京都千代田区神田小川町三ノ一

◎本誌の購読についてのご注文は発売
神戸保母会の三市聯合保育会より脱会した事
情については前掲保育会雑誌第八号五六六
頁に詳説されています。